

令和3年度
(第1回)

鹿屋市男女共同参画審議会資料

日時：令和3年11月17日（水） 午後3時～

場所：鹿屋市役所 7階大会議室

鹿屋市 市民生活部 市民課
(男女共同参画推進室)

【資料目次】

I 男女共同参画社会とは（男女共同参画社会基本法より）	・・・	1
II 男女共同参画が求められる背景（要因）	・・・・・・・・・・	2
III 本市における主な取組について	・・・・・・・・・・	6
第2次鹿屋市男女共同参画基本計画と主な事業内容	・・・・・・・・	10

I 男女共同参画社会とは（男女共同参画社会基本法より）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）

男女共同参画社会イメージ

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

職場に活気

- 女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍
 - 経済活動の創造性が増し、生産性が向上
- 働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保
 - 個人が能力を最大限発揮

家庭生活の充実

- 家族を構成する個人がお互いに尊重し合い、協力し合う
 - 家族のパートナーシップの強化
- 仕事と家庭の両立支援環境が整う
 - 男性の家庭への参画も進み、男女がともに子育てや教育に参加

地域力の向上

- 男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画
 - 地域コミュニティの強化
- これら全体の取組により
 - 地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現



ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

男女共同参画社会を実現するための5本の柱(基本理念)

男女の人権の尊重

社会における制度又は慣行についての配慮

政策等の立案及び決定への共同参画

家庭生活における活動と他の活動の両立

国際的協調

国・地方公共団体・国民の責務

国 … 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定。男女共同参画社会づくりのための施策(積極的改善措置含む。)を総合的に策定し、実施

地方公共団体 … 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのために、国の施策に準じた施策及び地域特性に応じた施策を策定し、実施

国民 … 職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会づくりに協力

※男女共同参画社会基本法第3条～10条

II 男女共同参画が求められる背景(要因)

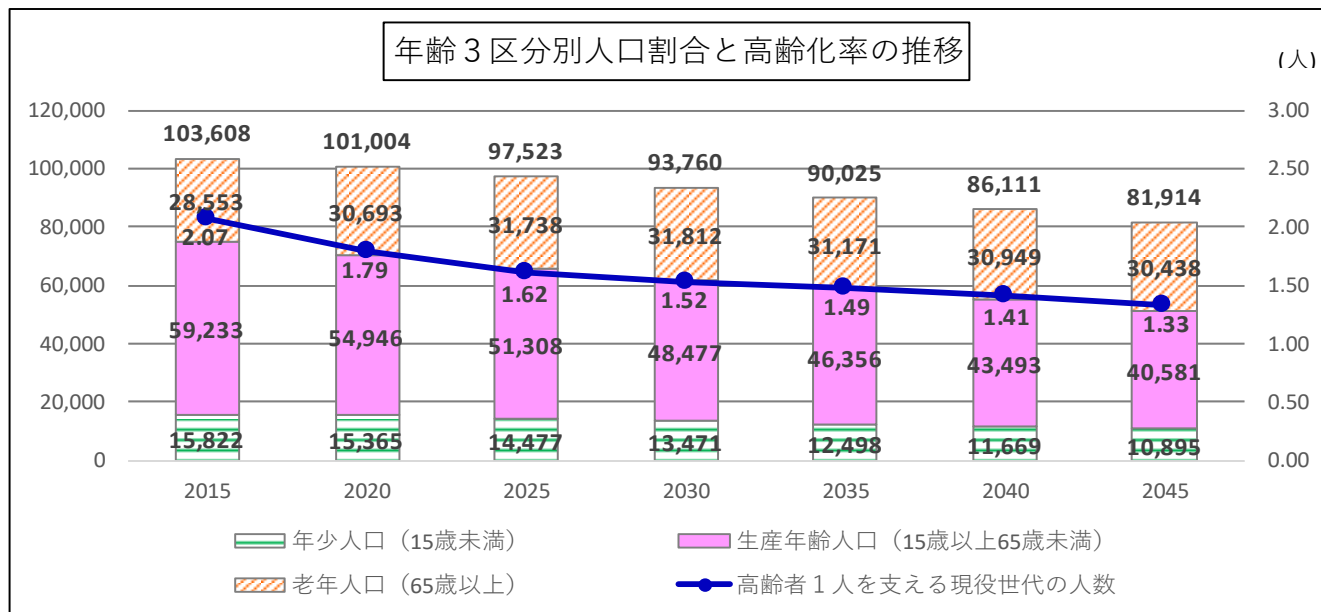
1 少子高齢化の進行と生産年齢人口の減少等

(1) 鹿屋市の年齢3区分別の人口割合の推移

本市の総人口は、2015年（平成27年）に約103,600人となっているが、今後も減少し、このままで推移すると2045年には約81,900人になると予想されている。

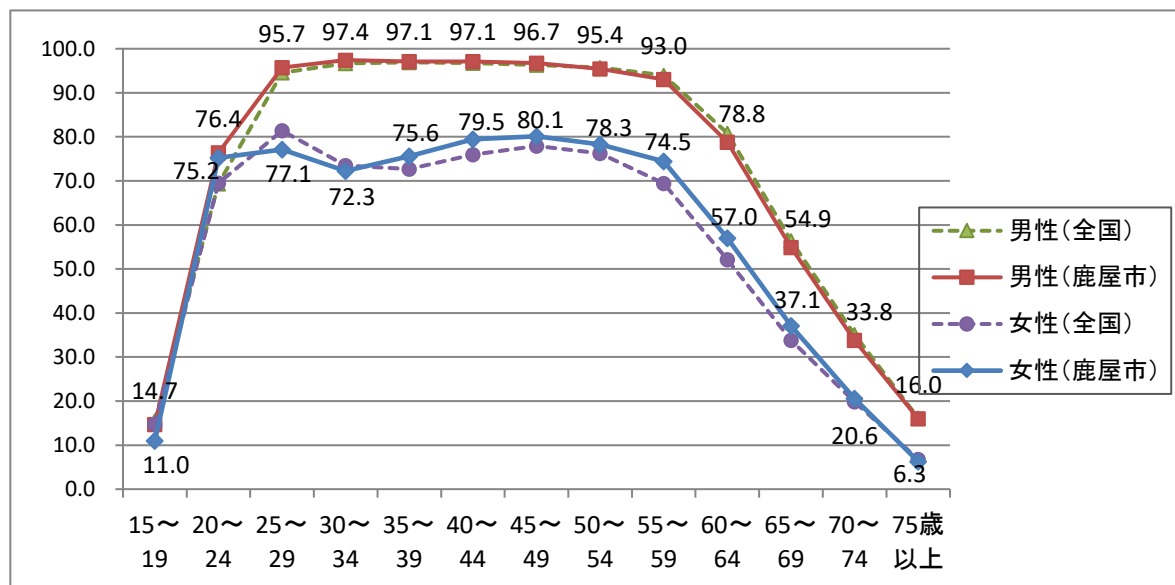
また、2015年から2045年にかけて、生産年齢人口が約59,200人から約40,500人へ18,700人減る一方、老年人口は約28,500人から約30,400人へ約1,900人増える見込みである。

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(H30.3公表)」等より



(2) 鹿屋市の男女別年齢階級別労働力率

本市の労働力率を見ると、男性は25歳から59歳まで大きな変化はないが、女性は出産・子育て期に就業を中断する人が多いため20歳代後半から30歳代が低くなり、M字カーブを描いている（本市の30歳代後半以降の女性の労働力率は、全国に比べるとやや高い）。



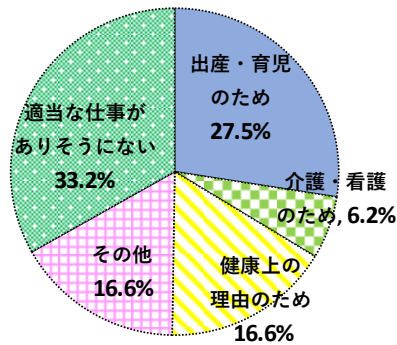
※H27国勢調査(総務省)より

(3) 女性の就業希望状況（全国）

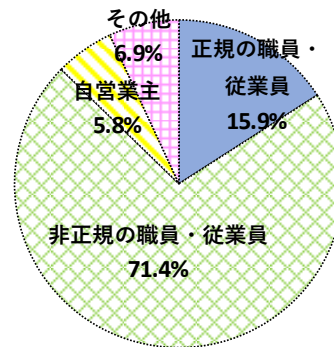
令和2年における女性の非労働力人口2,664万人のうち、198万人が就業を希望している。就業を希望しているにもかかわらず、現在求職していない理由としては、「適当な仕事がありそうにない」が最も多く、33.2%となっている

就業希望者（198万人）の内訳

【求職していない理由別】



【希望する就業形態別】



※令和3年度男女共同参画白書(内閣府)より

2 政策等決定過程への女性の参画状況

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画状況(全国の状況等)

(単位:%)

役職区分	女性の参画状況		
	全国平均	鹿児島県 又は 県内平均	鹿屋市
市区議会議員	16.6 (R1)	13.2 (R1)	11.1 (R3)
地方公務員（市区町村）管理職に占める女性の割合	12.4 (R2)	7.9 (R2)	1.8 (R3)
都道府県 審議会委員	33.3 (R2)	40.5 (R1)	—
市区町村 審議会委員	27.1 (R2)	24.9 (R1)	29.2 (R2)
市町村 防災会議委員	8.8 (R2)	5.1 (R2)	10.3 (R2)
自治会長	6.1 (R2)	6.2 (R2)	4.1 (R3)

※国・県は女性の政策・方針決定過程への参画状況調べ(内閣府、令和2年公表より)

(2) 市の審議会等への女性委員登用状況

年度	調査月日	会議数	委員数	うち女性	割合
平成21年度	H22. 3. 31	52	839人	171人	20.4%
平成30年度	H31. 3. 31	49	711人	197人	27.7%
令和元年度	R2. 3. 31	49	714人	195人	27.3%
令和2年度	R3. 3. 31	52	749人	219人	29.2%

〔目標〕 審議会等への女性委員の登用率を2028年度までに35%へ

(3) 市職員における役職(係長職以上)への女性登用状況 (各年4月1日現在)

年度	係長級以上				全職員の男女比率	
	全体	うち女性	比率	うち課長級以上の女性	男性	女性
令和元年度	407人	70人	17.2%	1人	70.9%	29.1%
令和2年度	403人	73人	18.1%	1人	70.8%	29.2%
令和3年度	401人	79人	19.7%	1人	69.9%	30.1%

[参考]

政策・方針決定の場に女性が少ない理由について (平成29年市民意識調査結果より)

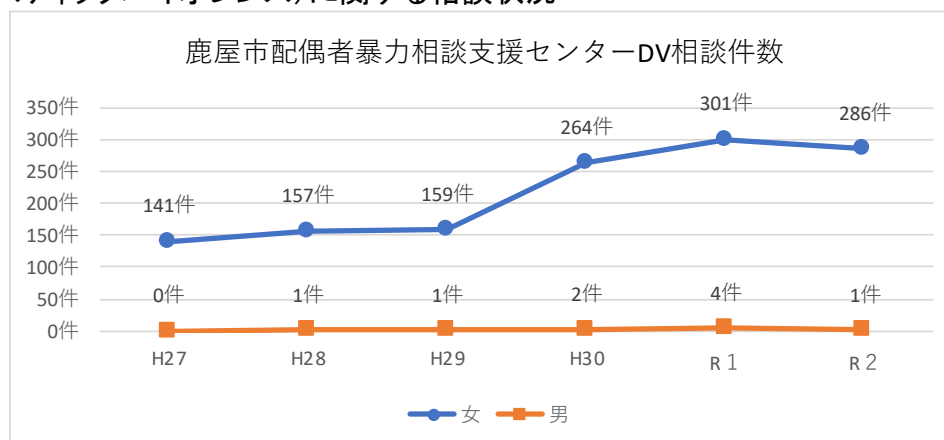
- ① 「組織運営が男性優位のため」… 47.7%
- ② 「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ないため」… 32.8%
- ③ 「家庭・地域・職場における性別による固定的役割分担意識等」… 28.8%

3 介護における状況

「令和元年鹿屋市介護予防日常生活圏域ニーズ調査・高齢者等実態調査」より
在宅要介護者の家族・親族からの介護の状況

- ・主な介護者の性別は、女性(64.9%)、男性(32.2%)で女性が男性の約2倍
- ・介護のために、過去1年の間に仕事を辞めたり、転職した人は13%
→仕事と介護の両立支援が求められる。

4 DV(ドメスティックバイオレンス)に関する相談状況



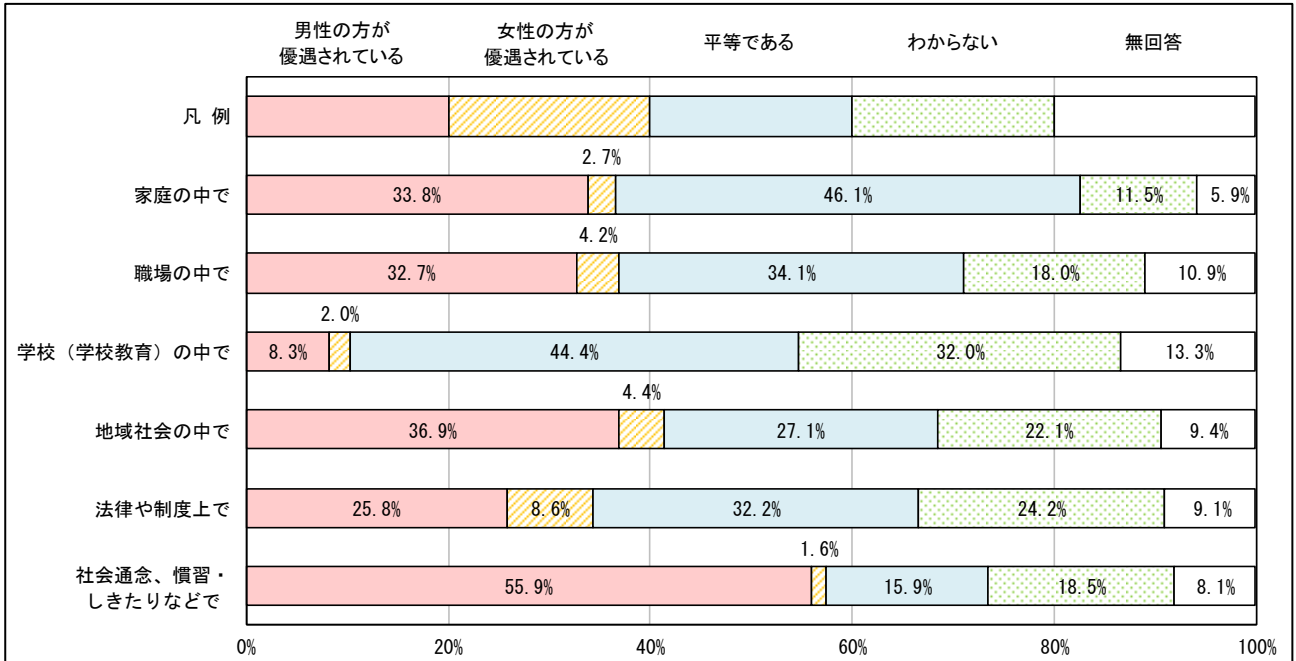
DVとは、配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のことをいう。

○鹿屋市の相談窓口：鹿屋市配偶者暴力相談支援センター TEL0994-31-1171

5 男女平等に関する市民の意識（平成 29 年市民意識調査結果より）

(1) 各分野における男女の平等感

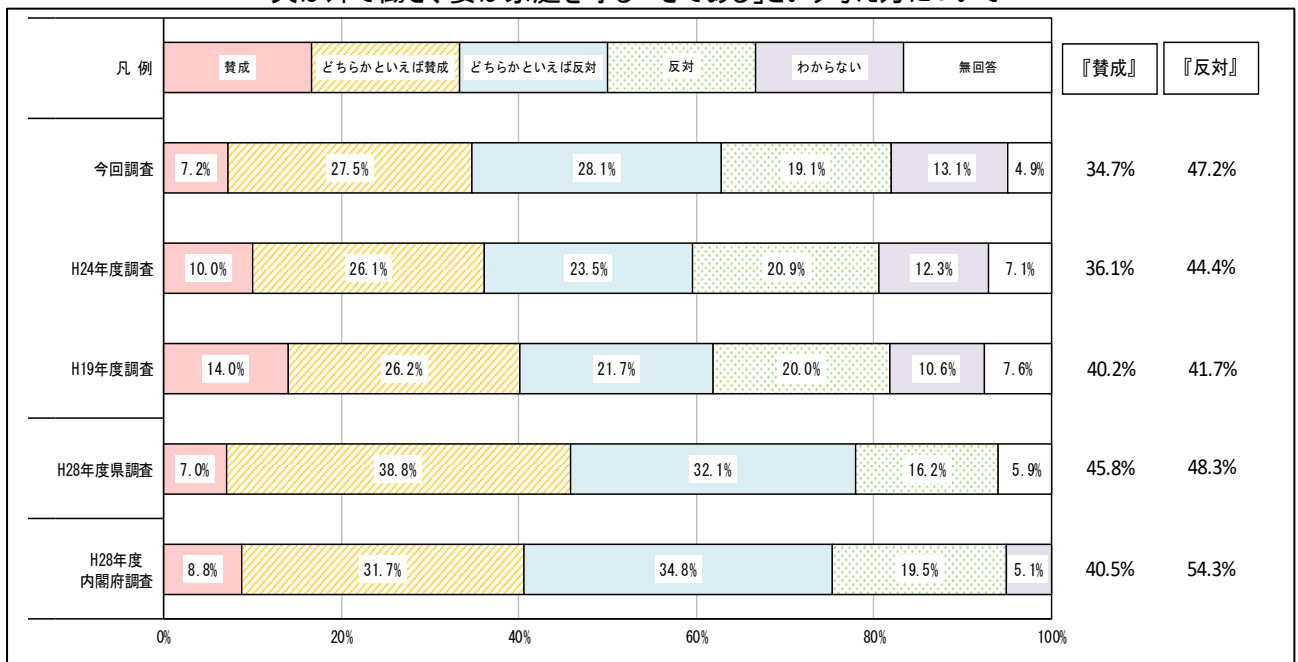
「社会通念、慣習・しきたりなど」や「地域社会の中」で、男性の方が優遇されているとする割合が高い。なお、「家庭の中」については、女性は『男性優遇』と感じている人が多いのに対し、男性は『平等』と感じている人が多い。



(2) 固定的な性別役割分担意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、『反対』が『賛成』を12.5ポイント上回っている。平成19年調査では1.5ポイント、24年調査では8.3ポイントの差であったが、今回は更に『反対』の割合が高くなっており、固定的な性別役割分担意識が少しずつ変わって（解消されて）きている。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



Ⅲ 本市における主な取組について

1 鹿屋市男女共同参画推進条例の制定・施行

市民、事業者等と連携・協力して、男女共同参画社会を実現するための取組を総合的かつ計画的に推進していくため、男女共同参画の推進に関する基本理念や、市、市民及び事業者等の責務、推進の基本的施策等を定めた鹿屋市男女共同参画推進条例を施行(平成28年4月1日)。

[条例の主な内容]

- ①基本理念、②市・市民・事業者等の責務、教育の推進、
- ③男女共同参画を阻害する行為の禁止、④推進の基本的施策等、
- ⑤男女共同参画審議会の設置 等

※詳細は、別紙リーフレット参照

2 「第2次鹿屋市男女共同参画基本計画」に基づく施策・事業推進

基本計画として基本理念や3つの重点目標の下、10の施策の方向を定め、男女共同参画社会の実現に向けて市民課をはじめ各課が取組(施策・事業)を推進

めざす姿	一人ひとりが 支え合い 認め合い 笑顔あふれるまち かのや
重点目標	I あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進 II 男女の人権が尊重され安心して暮らせる社会づくり III 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成
計画の期間	2019年度～2028年度(10年間)
(参考)経過	平成21年3月新鹿屋市「かのや男女共同参画プラン」策定

※詳細は、10ページ参照

3 男女共同参画推進に関する施策の調査審議等

(1) 鹿屋市男女共同参画審議会の開催【平成28年度設置】

目的等	・男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために設置するもの ・男女共同参画の推進に関し必要な事項について調査審議し、市長に意見を述べること等
委員	学識経験者、市民公募者、行政機関職員、市長が必要と認める者(各種団体等代表) 計16名

(2) 鹿屋市男女共同参画行政推進連絡会議の開催

目的	男女共同参画に関する施策について庁内関係部局間の連絡調整を行い、総合的かつ効果的な施策の推進を図るもの
委員	市民生活部長(会長) 政策推進課長、地域活力推進課長、総務課長ほか 計25名

(3) 各種調査の実施

① 市民意識調査（5年に1回） 次回 R4年度

男女共同参画社会の実現に向けた取組を進める中で、市民の意識と実態が前回の調査以降、どのように変化してきているかを把握し、今後の男女共同参画推進施策の検討及び次期男女共同参画基本計画等策定の基礎資料とすることを目的に実施。（前回 H29年度）

対象：満20歳以上の鹿屋市民2,000人（住民基本台帳から無作為抽出）

② 事業所アンケート（5年に1回） ※女性活躍推進法に基づく取組

市内事業所における女性労働者の活躍推進や男女ともに働きやすい職場環境づくりへの取組の現状などを把握し、女性活躍推進や男女共同参画社会の実現に向けた今後の施策検討の基礎資料とすることを目的に実施。（R3年度実施、前回 H28年度）

調査の種類	事業所アンケート	従業員アンケート
対象	従業者数が概ね10人以上の市内事業所	従業者数が概ね10人以上の市内事業所の従業員
対象数	180事業所 回答68社（回答率：37.8%）	540人（1社3人） 回答161人（回答率：29.8%）
主な調査項目	①事業所の概要 ②女性の登用、活躍推進への取組状況 ③従業員の育児・介護との両立支援 ④男女がともに働きやすい職場環境づくりへの取組状況 ⑤市や関係機関への施策等要望	①基本項目 ②退職経験 ③女性の管理職登用 ④キャリアアップ ⑤ワーク・ライフ・バランス ⑥事業所での女性活躍推進の取組 ⑦行政の支援・施策について望むこと

4 施策立案等への男女共同参画機会の確保

(1) 市の審議会等への女性委員登用促進

- ・鹿屋市審議会等委員への女性の登用推進に関する要領（平成29年2月制定、令和3年1月改正）
- ・審議会等委員への女性登用指針（平成29年2月制定、令和3年1月改正）

〔目標〕 審議会等への女性委員の登用率を2028年度までに35%へ

(2) 女性が奏でるまちづくり推進事業（令和2年度～）

女性が活躍できる社会環境づくりを加速させるため、女性を中心としたワークショップを開催し、生活の中で日頃感じていることを出し合い、女性に魅力ある暮らしやすいまちづくりを推進することを目的に実施。

R2	テーマ	講師	参加者数
1回目	家庭と個人の活動を両立する	村田 史子 (Enjoy! 転勤ライフ)	21人
2回目	職場で活躍する秘訣	福元 ゆみ (フリーパーソナリティ)	14人
3回目	地域でコミュニティを築く	隈崎 和代 (おおすみハナマルシェ実行委員長)	19人

(3) 女性人材リストの充実と登録者の活用推進

女性の人材の情報を蓄積し、その情報を活用する制度。
登録者の推移は、以下のとおり（年度末現在）

	R2年度	R1年度	30年度	28年度	26年度
個人	31人	27人	24人	26人	22人
団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体

※登録分野 … 男女共同(13)、教育(11)、福祉(7)、法律行政(2)、経済労働(2)、農業商業(4)、文化芸術(6)、スポーツ(2)、建築土木(1)、地域活動(14)、その他(6)

5 女性活躍推進法に基づく取組

(1) 鹿屋市役所の特定事業主行動計画策定、公表（総務課）

- ・計画期間 令和2年4月～令和8年3月（6年間）
- ・現状と目標値（主なもの）

区分	現状	R2実績	目標
採用試験における女性受験者割合	32.7%	35.2%	令和7年度までに45%以上
男性の育児休業取得率	8.3%	0%	13%
妻の出産に係る特別休暇取得率 (男性職員)	87.5% 39.1%	57.1% 22.8%	(取得者数) 100% (取得日数割合) 50%
管理・監督職員に占める女性割合	17.2%	18.1%	20%以上（係長級以上）

6 市民・事業者等の理解のための広報啓発、ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 男女共同参画研修会等の実施

あらゆる分野において男女が共同して参画し、個性豊かに充実した人生を送れる男女共同参画社会を実現するため、各種研修会等を実施

区分	内容	令和2年度実績
男女共同参画講演会 (市民向け講演会)	男女共同参画社会の実現を図るための講演会や講座等	「くらしの多様な困難に直面する女性たち～まなざしとサポートについて～」 藤原奈美氏（大隅くらし・しごとサポートセンター長） 215人受講
出前講座 (生涯学習まちづくり 出前講座)	男女共同参画講座（講師： 市職員）	1団体（7人）
市職員研修	皆が活躍する職場づくりや 男女共同参画の視点での政策推進等に関する研修	県作成動画視聴「信頼の回覧板～ 男女共同参画マインドで綴るあなたへの手紙～」（65分） 666人受講
学校研修 (生徒、教職員等)	人権・デートDV防止に関する研修	9校（中学7校、高校2校） 833人受講
企業等研修	女性活躍推進に係る研修	なし

(2) 男女共同参画に関する広報・パネル展示等

① 情報紙「kanoya男女共同参画news」の発行

内容：各種男女共同参画推進事業の紹介等 A3両面
発行：年3回（7月、10月、3月）各5,000部
※令和3年度から A4両面 年4回発行

② 小学校高学年向けリーフレットの配布

仕様：A5版 カラー 8ページ（中とじ製本）
対象：小学校 5, 6年生に配布（令和元年度、令和2年度）
内容：男女共同参画をわかりやすく紹介
※令和3年度から 教育委員会を通じてデータ配布

③ 県男女共同参画週間（7月25日～31日）での啓発

内容：県の週間事業のパネルのデータを活用（県とのタイアップ）、
関連図書の紹介（4冊）
場所：市役所1F市民ホール

④ 国、県等の各種情報提供

国、県主催のイベント等について、市内各施設へのチラシの設置や、市広報・ホームページを活用して広報啓発を実施

7 市民・事業者等の活動を支援

(1) お届けセミナー（各種団体等の研修会へ専門の講師を派遣）

男女共同参画に関するテーマで、各種団体や企業等が主催する研修会等に専門の講師を派遣。

R2年度 実施団体	内 容	参加者数	参加者内訳
第一鹿屋中学校	ハラスメント防止	42人	教職員
寿北小学校	LGBT	50人	教職員
DV被害者支援の会アミーチ	ジェンダーとLGBTQ	54人	会員、支援者

8 DV防止啓発活動

「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）に男女共同参画活動団体及び男女共同参画地域推進員の協力で、街頭キャンペーンやパープルリボン用ツリーの設置等を実施

- 本庁、3総合支所にパープルリボン用ツリーを設置
（併せて、パープルリボン付きの「DV相談窓口周知用カード」の設置・配布）
- リナシティ周辺にパープルイルミネーションツリーを設置
- 街頭キャンペーンの実施（だいわ、サンキュー寿店等での実施）
- 市立図書館にDV関連図書コーナーを設置
- のぼり旗を設置（H29年度より）
- 協賛事業所募集（R1年度より リボンを市が提供。3社）

Ⅲ 第2次鹿屋市男女共同参画基本計画と主な事業内容

めざす姿

一人ひとりが 認め合い 支え合い 笑顔あふれるまち かのや

計画期間等

〔計画期間〕 2019年度から 2028年度まで (10年間)
 〔計画の性格〕 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として、平成31年3月に策定。
 〔推進体制〕 「男女共同参画審議会」の意見及び市民・各種団体等の要望等を、関係課長で組織する「男女共同参画行政推進連絡会議」に報告し、関係課において検討することにより推進を図る。

計画体系と施策・事業等

重点目標	施策の方向	具体的施策	主な事業内容 (令和元年度)
基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進	1 あらゆる場における男女の参画促進	・家庭生活における男女共同参画の推進 ・地域における男女共同参画の推進 ・市民団体等による様々な活動における男女共同参画の推進	・情報誌や男女共同参画啓発リーフレット等による広報啓発、出前講座等の開催 (市民課) ・町内会への加入促進、地域における様々な社会貢献活動を行うNPO法人の設立、相談等の支援 (地域活力推進課) ・「共生・協働によるまちづくり」を推進するための市民活動支援事業による補助 (地域活力推進課)
	2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	・市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進 ・雇用の分野等あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進 ・女性の人材育成とキャリア形成支援	・各種審議会等への女性委員の登用推進 (各課) ・女性人材リストの登録及び活用推進 (市民課) ・市役所職員の女性管理職の育成・登用、女性職員の研修参加促進 (総務課) ・男女共同参画に関する講座、研修会の広報及び参加促進 (市民課)
	3 男女ともに仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進	・男女ともに希望する仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進 ・多様な就業形態に対応する就業環境等の取組支援 ・多様なライフスタイルに対応する子育てや介護の支援	・パンフレット等による広報啓発、勤労者サービスセンターへの補助 (商工振興課) ・休日保育事業、病児保育、延長保育、一時預かり、放課後児童健全育成事業、子育てに関する情報の提供等の実施 (子育て支援課) ・介護サービスの充実、地域包括支援センターの強化 (高齢福祉課)
	4 職業生活における女性の活躍を促進する取組への支援	・企業等における男性中心型労働慣行の見直し ・農林水産業・商工自営業における固定的性別役割分担意識に基づく就業慣行の見直し ・女性の就業・起業等多様な働き方への支援	・セクシャルハラスメント防止に向けた広報・啓発 (市民課) ・関係法令、制度の周知 (商工振興課) ・酪農・和牛ヘルパー運営の支援 (畜産課) ・家族経営協定締結の推進、就農相談会の開催 (農林水産課) ・起業・創業等のための相談支援 (産業振興課)
基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重され安心して暮らせる社会づくり	1 性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶	・暴力の防止と根絶に向けた教育・啓発の推進 ・若年層からの予防啓発の推進 ・被害者が安心して相談できる体制づくり ・被害者の安全確保と自立の支援	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間等における啓発 (市民課) ・人権啓発ポスター・標語の募集、作成、発行及び作品の展示会、人権問題講演会の開催 (生涯学習課) ・エイズ予防教室、性教育・いのちの授業の実施 (健康増進課) ・人権・デートDV防止研修会の実施 (市民課) ・配偶者暴力相談支援センターでの相談支援 (子育て支援課) ・DV被害者の市営住宅優先入居措置による支援 (建築住宅課)
	2 生涯を通じた男女の健康への支援	・生涯を通じた心身の健康支援 ・性を理解・尊重するための教育・学習の推進 ・安心して子どもを生み育てる環境づくりの推進	・健康相談、健康教育の実施 (健康増進課) ・高齢者の健康、介護予防に対する意識啓発の実施 (高齢福祉課) ・発達段階に応じた保健学習の充実 (学校教育課) ・子育て世代支援センターでの切れ目のない支援 (健康増進課)
	3 生活上の困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備	・生活上の困難に直面する女性等への支援 ・高齢者、障がい者が安心して暮らすための支援 ・複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援	・児童扶養手当支給事業、ひとり親家庭医療費助成事業 (子育て支援課) ・身体障害、知的障害、精神保健福祉に関し、相談員による相談支援 (福祉政策課) ・在住外国人に対する日常生活支援体制の構築 (健康増進課) ・各種相談支援 (健康増進課・子育て支援課・福祉政策課・高齢福祉課等)
	4 防災の分野における男女共同参画の推進	・防災・復興体制への女性の参画拡大 ・男女共同参画の視点に立った地域防災の推進	・女性消防隊活動の促進、女性や多様な立場の人に配慮した物資備蓄及び避難所運営マニュアル整備の推進 (安全安心課)
基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成	1 固定的性別役割分担意識に基づく慣行の改善	・男女共同参画についての正しい理解の浸透を図るための広報・啓発の推進 ・固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直し	・情報誌、リーフレット等による広報、啓発 (市民課) ・「家庭教育ガイド」を活用した広報啓発 (生涯学習課) ・男女共同参画の視点に配慮したイラスト等の紹介、市職員研修や講演会の開催 (市民課)
	2 男女共同参画に関する教育・学習の推進	・学校における教育・学習の推進 ・家庭・職場・地域における理解の促進	・教職員の管理職研修、男女平等参画等に関する研修会への参加促進 (学校教育課) ・生涯学習まちづくり出前講座の受講推進とメニューの充実 (生涯学習課)